

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市立市民文化会館の使用許可の取消し	
根拠法令名	大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例 (昭和34年条例第2号)	(条項) 第5条
基準法令名	大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例 大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号）	(条項) 第5条 第8条
所 管 部 署	市民部 文化・青少年課	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>当該使用が大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例第5条各号のいずれか又は大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当することを基準とし、大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例第5条第3号に規定する「第4条の規定に該当したとき。」のうち、同条例第4条第4号に規定する「その他市長が不相当と認めるとき。」とは、大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則第6条各号に規定する事項を遵守せず、又は遵守しない恐れがあると認められるときとする。</p> <p>【根拠法令・基準法令】 大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例 (許可の条件) 第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を許可しない。ただし、第3号について市長の承認を受けたときは、この限りでない。 (1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 建物又は備品等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。 (3) 行商、募金その他これらに類する行為をするおそれがあるとき。 (4) その他市長が不相当と認めるとき。</p> <p>(許可の取消) 第5条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が、次の各号の1に該当する場合は、使用の許可を取消すことがある。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責に依らない。 (1) 使用の条件に違反したとき。 (2) 使用料を納付しないとき（市長の承認を受けた場合を除く。）。 (3) 第4条の規定に該当したとき。</p>		

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則

(入場者の遵守事項)

第6条 会館の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会館の施設若しくは設備又は展示物等を汚損し、又はき損しないこと。
- (2) 許可を受けないで、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。
- (3) 他の入場者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 使用した設備、備品等を現状に復し、清掃すること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。